

伯耆町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

平成 31 年 1 月に文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が、令和元年 12 月の給特法改正に伴い、法的根拠のある指針に格上げされた。さらに、令和 7 年 6 月には、給特法等改正法が成立し、各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「計画」という。）の策定が必要となったため、伯耆町教育委員会において、令和 2 年 3 月に策定した「伯耆町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を踏まえ、講ずべき措置を追加した計画を策定し、町立学校における「働き方改革」のさらなる実現にむけた取組みを推進する。

(2) 現状

本町では、学校の教育職員の在校等時間の上限を定める方針として、令和 2 年 3 月に「伯耆町立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和 7 年度は次のとおりであった。

【令和 7 年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	年間 360 時間を上回る割合
小学校	月 18.9 時間	11.9%	26.8%
中学校	月 30.0 時間	23.7%	45.5%
小中学校全体		15.6%	32.7%

上限の方針である時間外在校等時間月 45 時間を超える割合が 15.6%、年間 360 時間を超える割合が 32.7%であり、依然として上限方針を超える教職員が存在しており、引き続き取組みを実施し、検証および改善を重ね、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第 8 条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ①時間外在校等時間（部活動含む）が月 45 時間以下、年間 360 時間以下の割合を 100%にする。
- ②1 年間における 1 か月の時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度に

する。

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

- ①年間の年次有給休暇の平均取得日数（夏季休暇を含む）を 18 日以上にする。

【令和 7 年度実績 9 日】

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度まで（4 年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ②学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校給食費を除く学校徴収金について、徴収金業務の標準化や保護者による振込を推進する。
- ③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
 - ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーターが中心となっていくものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーター等が中心となっていく。
- ④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑤調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能等を活用することによって、町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ⑥学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
 - ・当該業務を学校において行う場合は、必要に応じて ICT 支援員を活用する。
- ⑦ ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、ICT 支援員が中心となっていくつつ、民間事業者への委託を検討する。

- ⑧校内清掃

- ・学級担任等の教育職員は児童生徒に対する指導を中心に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。

⑨部活動

- ・伯耆町部活動地域展開推進計画により、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

⑩給食の時間における対応

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学級担任等が実施する。
- ・給食時における児童生徒の見守りについては、児童生徒の発達の段階や実態を踏まえつつ、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築した上で、実施する。

⑪授業準備

- ・授業準備や採点作業等を補助する業務支援員を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑫学習評価や成績処理

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑬学校行事の準備・運営

- ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等業務について、教師と事務職員及び地域住民、学校支援ボランティアとの協働を促進するとともに、必要に応じ、業務委託その他の方法も検討する。

⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教師の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターや校内サポート教室等による効果的な支援を促進する。
- ・子ども家庭センター等の関係機関と連携して、これらに必要な体制の確保に努める。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されてい

る場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初のねらいが形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定等、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるよう、対外業務停止日の設定等により、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を定期的に把握し、毎年度、本町のHPで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保について、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システム等で把握する。
- ・教育委員会において、各学校の取組状況を確認するとともに、本計画の内容と照合し、課題が露見される場合には、当該学校に聞き取り及び指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間・長期間となっている教育職員が従事する学校や、授業準備等の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組の推進にむけて、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を図るとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管

理・健康確保措置の内容について周知を図るとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。